

随意契約結果及び契約の内容	
業 務 の 名 称	土地賃貸借（徳山下松港下松地区棧橋(-19m)工事用地3, 420.0㎡）
契 約 概 要	本契約は、徳山下松港下松地区棧橋(-19m)の施工に必要な床版製作で使用するヤードとして、土地の借り上げを行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所長 赤間 康一 宇部市新町10-33
契 約 年 月 日	令和5年6月19日
契 約 業 者 名	ENEOS株式会社
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号
契 約 金 額	1,136,976円
予 定 価 格	1,136,976円
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、徳山下松港下松地区棧橋(-19m)の施工に必要な床版製作で使用するヤードとして、土地の借り上げを行うものである。</p> <p>現在、床版製作は無償で借りている公共用地（下松第1埠頭）にて行っているが、今後は複数業者が同時に多数の床版製作を行うことから、現在借りている土地のみでは製作スペースが不足することが確認された。</p> <p>徳山下松港下松地区近辺において、無償で賃貸借可能かつ床版製作に必要な規模の公共用地は下松第1埠頭のみであり、他に借りられる土地はない。そのため、民有地を借入期間、面積、使用用途、施工箇所からの距離などの観点から調査した結果、他に妥当な土地はENEOS(株)が所有する本件の土地以外になかった。</p> <p>上記のことから場所が限定され、供給者が一に特定されるため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するものである</p>
賃 貸 借 場 所	山口県下松市東海岸通の一部
業 種 区 分	物品・役務
賃 貸 借 期 間（自）	令和5年6月19日
賃 貸 借 期 間（至）	令和5年11月30日
備 考	